

第 11 回産業分類検討チーム（一般原則における「分類の基準」）における主な御意見とその対処方針

| No. | 御意見 | 対処方針（案） |
|-----|--|--|
| 1 | <p>● 簡条書き部分について</p> <p>○ 「取り扱われる商品等の種類」は、削除した方が良いのではないか。大分類 I-卸売業、小売業において、取り扱う商品が同じでもサービスの「用途・機能」や「設備」の相違で区分できると考えられる。</p> | <p>左記御意見を踏まえ、「取り扱われる商品等の種類」は、削除することとしたい。</p> <p>（資料 1 - 2 参照）</p> |
| 2 | <p>● 「分類の基準」の簡条書き前段部分の記載のあり方について</p> <p>○ 前段部分の「また、本分類においては、事業所で行われる経済活動、すなわち産業が主として次のような分類の基準に着目して区分され、体系的にまとめられたものである。」の記述は、主語がないため違和感を感じる。書き出しを、「また、本分類は、」としてはどうか。</p> <p>○ 上述箇所は、受け身で表現されているが能動態的文章として、「本分類は・・・まとめたものである。」と記載してはどうか。</p> | <p>左記御意見を踏まえ、当該箇所を以下のとおり修正する。</p> <p>〈修正前〉 また、本分類においては、事業所で行われる経済活動、すなわち産業が主として次のような分類の基準に着目して区分され、体系的にまとめられたものである。</p> <p>〈修正後〉 <u>本分類は、事業所で行われる経済活動、すなわち産業を主として以下のような分類の基準に着目して区分し、体系的にまとめたものである。</u></p> <p>（資料 1 - 2 参照）</p> |
| 3 | <p>● 「分類の基準」の簡条書き後段部分の記載のあり方について</p> <p>○ 後段部分の「なお」書き以下は不要ではないか。</p> <p>○ 後段部分の「なお」書き以下の削除に関する提案には同意見である。</p> | <p>左記御意見を踏まえ、簡条書き後段部分の「なお」書き以降は削除することとしたい。</p> <p>〈削除する文言〉 なお、上記において、(1)及び(2)は供給側の視点からの基準であるが、(3)は需要側の視点からの基準である。</p> <p>（資料 1 - 2 参照）</p> |

第 11 回産業分類検討チームにおける議事 3 「一般原則「分類の基準」について（その 4）」の資料 3-2（抜粋）

本分類は、統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。また、本分類においては、事業所で行われる経済活動、すなわち産業が主として次のような分類の基準に着目して区分され、体系的にまとめられたものである。

- (1) 生産に投入される財又はサービスの種類
- (2) 財又はサービスの生産方法（設備、技術等）
- (3) 生産される財又はサービスの用途・機能、取り扱われる商品等の種類

なお、上記において、(1)及び(2)は供給側の視点からの基準であるが、(3)は需要側の視点からの基準である。

(説明)

1. 「取り扱われる商品等の種類」の扱い

第 7 回産業分類検討チームでは、「取り扱われる商品等の種類」について削除を求める意見と保持すべきとする意見の両論があった。現行 JSIC においてこの基準に該当すると考えられる分類項目は、「大分類 I-卸売業、小売業」及び「大分類 K-不動産業、物品賃貸業」であり、現行の分類項目を考慮して、「取り扱われる商品等の種類」を保持する案又は、「取り扱われる商品の種類」の「等」を削除する案を考えている。

2. 「用途・機能等」の「等」

「生産される財又はサービスの用途・機能等」については、設定された当時（第 11 回改定（H14. 3））の議事録から、「用途や機能のほか何か違ったものを分けるときの一つの基準」として「等」が付された経緯であることが把握できた。

事務局が改めて現行 JSIC における「生産された財又はサービスの種類（用途、機能等）」の基準が該当する分類項目（※別紙 2 参照）を確認したところ、おおむね用途、機能により分類されていることが確認できたので、「等」を削除しても問題がないと考えられることから、その「等」を削除することとしたい。

3. 箇条書きの前後の記載のあり方

この記載部分は答申文の検討の際に具体化されることになるが、現時点では、以下の方向性で記載することを考えている。

① 現行のなお書きの部分

小・細分類項目の新設等に当たっては量的基準の充足の検討が必要であり、当該文にはその際に利用される主な指標等が記載されている。しかしながら、その内容は、「分類の基準」の考え方の補足というよりは事務的なものであるため、割愛する方向で考えている。

② 供給側（生産技術の類似性の観点）の視点から検討した主旨の記載

検討の経緯等は答申文に必要な内容を記載することとし、「分類の基準」には結論的な内容を記載するという従来からの方針に倣い、簡潔に記載する方向で考えている。

③ その他

表記の整合性等の観点から、主旨を変えずに修正する。